

特254
7
7
431



1

0039330-000

特254-431

司法保護事業を語る

香川又二郎・述

輔成会

第6版改訂

昭和10

AGI

この著作物は、著作権者不明のため、著作権
第67条の規定に基づき、平成12年3月2
けで文化庁長官の裁定を受け使用するもので

特254 7

431

る語を業事護保法司

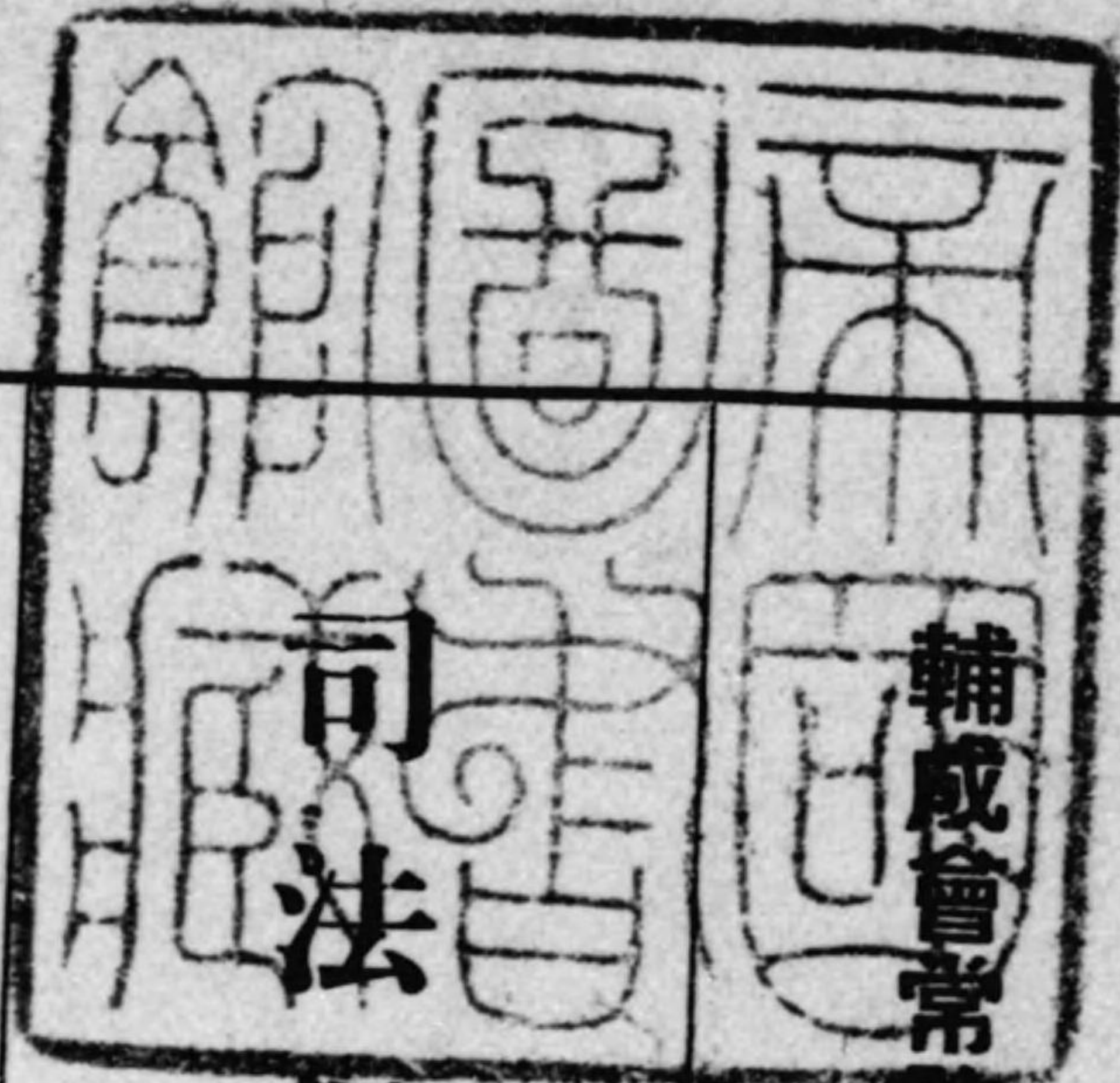
輯一第書叢會成輔

行發會成輔 人法團財

版訂改

3

特254
431

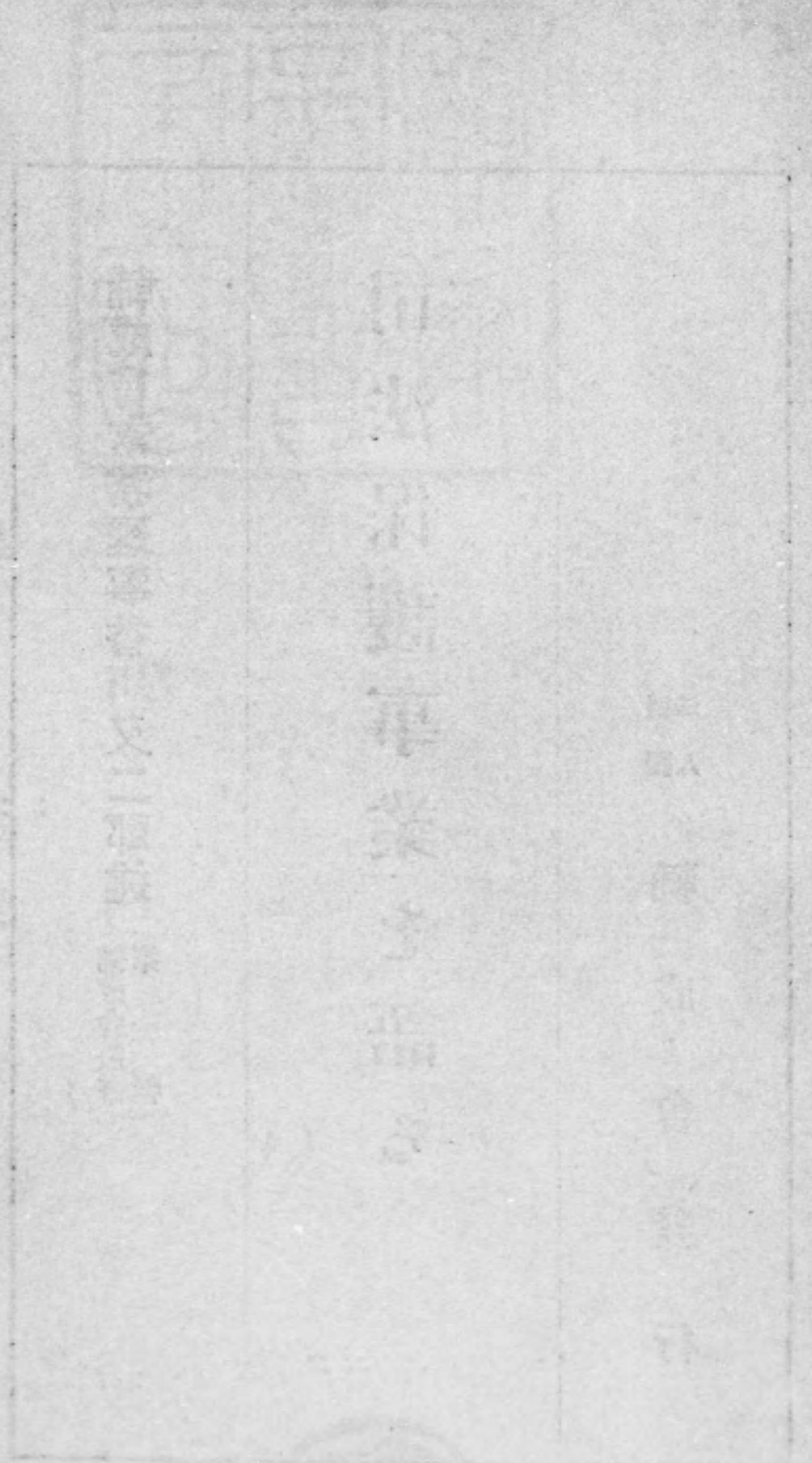


輔成會常務理事香川又二郎述
(輔成會叢書
第一輯)

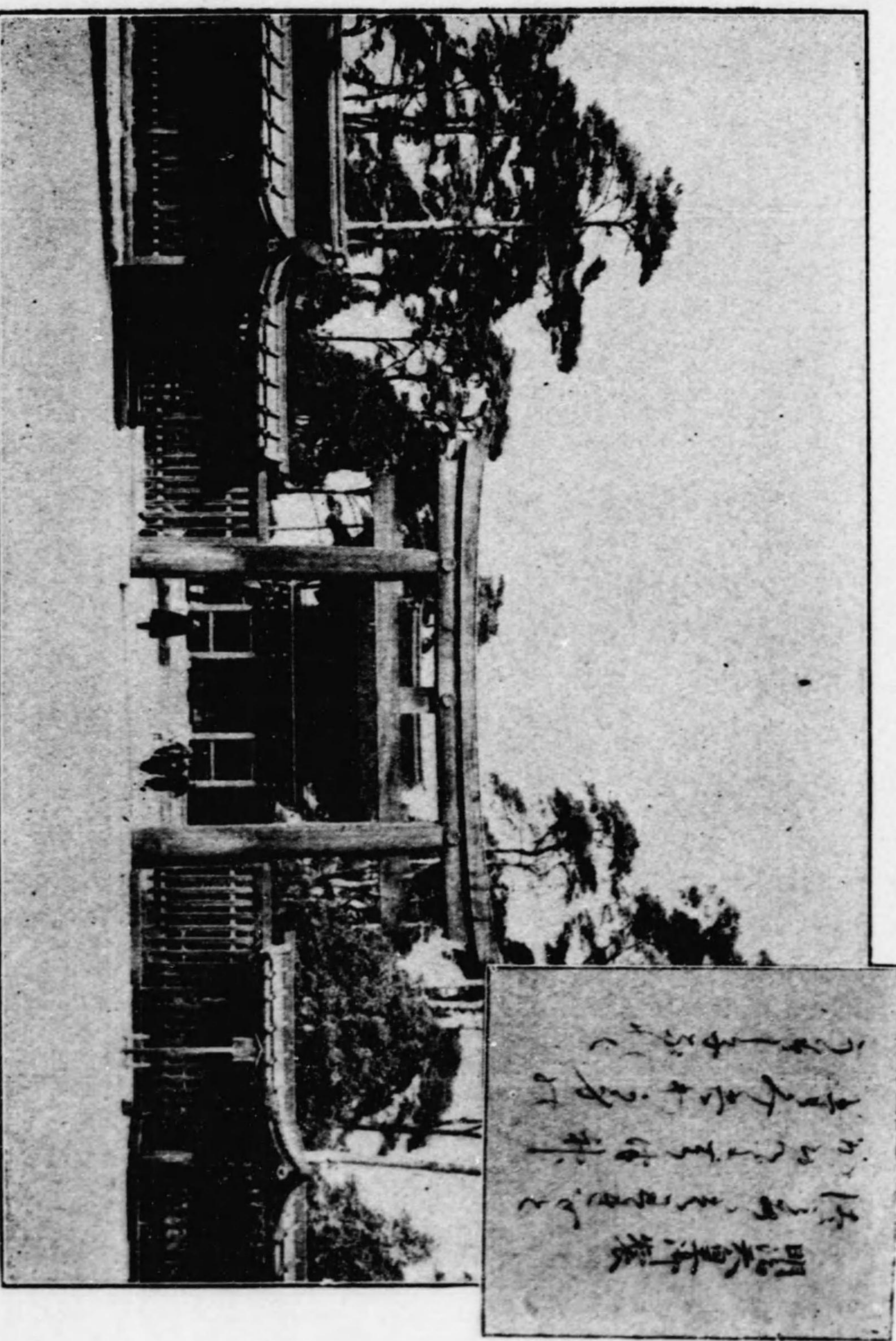
司法保護事業を語る

法財人圖
輔成會發行





御製 罪あらば我をとがめよ天つ神
民は我が身の生みし子なれば



明治大皇帝御給ふ明治神宮

皇室と司法保護事業

一視同仁に亘らせらるゝ大御心は、畏くも受刑者並に刑餘の者の上にも注がせられ所管大臣の奏上に對して種々有難い御下問を賜はる由洩れ承つて居りますが、加ふるに我が司法保護事業御獎勵の思召を以て年々多額の御内帑金を下賜あらせられてゐることは洵に感激に堪へないところでありませす。

明治大帝の安撫進取の御宸翰、また表面に謹寫し奉つた「罪あらば」の御製、遠くは歴代至尊の示し給へる御仁慈に對しては唯々感泣の外ありません。時に我が司法保護事業が明治大帝の大御心を載いてより以來大いに發展して今日に至つたとは銘記すべきことでもあります。

皆様におかれましてもこの有難き聖旨を體し奉つて折業を御理解の上御協力下さるやう切望する次第であります。

司法保護事業を語る

輔成會常務理事 香川 又二郎

司法保護事業とは何をやる……この事業の濫觴……家族制度の崩壊から……嘗ては政治の一部として……明治維新となつては……現在各地にある保護團體……保護される人々……新に公布された少年法……保護の着手……保護方法は千種萬様……保護の範圍は擴大する……特殊者の保護……事業上の難問題……保安矯正制度の要望……保護事業家の態度……この心この行ひ……名利を離れて

司法保護事業とは何をやる

先づ大體の觀念と致しまして司法保護事業とは何ぞと申しますれば、それは法律に觸れた行爲

若くは法律に觸るゝ危険のある行爲を爲した者、少くとも司法處分を受けた者をして再び過なからしむるやう、之を保護する事業である。斯う申すより外に言ひやうがないと思ひます。今日では司法保護事業と申して居りますが、従前は免囚保護事業といふて居りました。免囚保護事業といふ事は監獄から放免された者を保護するといふ意味であります。それが後には又刑を受けた者計りでなく一旦刑事被告人となつたならばそれが監獄から出る時には保護する即ち總べて監獄から出た人を保護するのであるから免囚では當らないといふことで出獄人保護事業と名が變つて來ました。それが更に保護すべき人の種類範圍が廣くなりました、唯だ監獄から出た者ばかりでなく、悪い事をして警察署に擧げられたが警察で將來を戒めて還へしたといふやうな人、これは監獄には這入らない。随つて監獄から出たのではないがこれをも保護事業で取扱ふ。又檢事の手で檢擧はしたけれども起訴はしない。或は公判に移さない。随つて監獄には入れない。將來を訓戒して檢事局から還すといふやうなものも澤山ある。是は監獄に這入つたのでなく監獄から出たのではないけれども、それならと云つて其儘自由を許して放免してしまふといふことになる。復た悪い事をしてせぬかといふ危険が十分にある。さういふ人間を矢張り此の事業で保護しなければなら

ぬといふことを痛感するに至ると同時に其の種の人間をも保護事業で取扱ふやうになつて來た。さうなると唯だ出獄人保護事業といふものではどうも總ての者を包括しないことになる。それに「獄」の文字を付けて置くのは宜しくないと云ふ事から釋放者保護事業と變はつて來ました。そこへ少年法が實施されまして少年審判所が設けられ矯正院が出來、少年保護司といふ制度が出來て、少年の保護處分が加はつて來たのであります。それでこれを包括して遂に只今の司法保護事業といふことに變つて來たのであります。名稱が既に左様に變りますのは、要するに其の事業といふものが漸次範圍が擴つて來、保護を要する人の種類が多くなつて來たといふ事を現はして居るのであります。

この事業の濫用

保護事業といふものは一體何時頃から始まつたかといふ事を考へて見ますと、どうも日本では其の沿革を調べる材料が乏しいので、ハッキリと申上げることが出來ませぬ。此の保護事業が一番初めに起つたのは何處かと言へば、それは亞米利加である。リチャード・ホイスターといふ人

が千七百七十六年二月にフィラデルフィヤで出獄人保護會を設けたのが嚆矢である。此のリチャード・ホイスター氏は其の住宅が監獄の近くにあつたので、毎日々々監獄から出て来る者があるのを見る。其顔を見ると、髪は伸びて面癩れがして居つて健康を非常に害して居るといふ事が直ぐ分る。それでア、氣の毒だ、斯ういふやうな意氣消沈して衰弱して居る所の人間が果して此世の中に出て行つて人並みに生存競争に堪へ得るだらうか、甚だ覺束ないことだ、斯ういふやうな弱い者、憐れな者を助けるのが強き者、富める者の義務である。社會的に地位を占めて居る者がそれを見通しするといふことは共存共榮の生活を營まんとする人類の共同責任から考へて見ても、正義人道の觀念から考へて見ても宜い事ではない。是は扶けなければならぬといふことでリチャード・ホイスターが其の一人を引取り二人を引取るといふやうに保護した。それが動機となつてフィラデルフィヤ保護會とも稱すべきものが出來た。彼のベンチャミン・フランクリン氏も會員として之を援助したといふことである。

それから丁抹は千七百九十七年、獨逸では千八百二十六年、佛蘭西は千八百十九年に保護事業を創めて居る。英國は千七百九十二年に出獄人を地方團體に移送し扶助せしめる權能を裁判官に

與へて居る。左様に外國では個人が始めたにしても何時頃から始つたといふ事がハッキリ分つて居る。日本では明治以後の事は勿論分りますけれども、それ以前の事に就ては出獄人保護事業といふ施設があつたか。どうか。全然無かつたかと言ふと、保護事業とは稱へないが今日の保護事業の形を具へたものが古くから又保護の精神は生々として顯はれて居つたやうに思はれる。例へば後嵯峨天皇の御言葉の中にも、犯罪をするといふことは特殊な原因があるのではない、民をして各々其所を得せしめるならば誰も好んで犯罪をするものではない、お互は各々其所を得せしめるやうにしてやらなければならぬのだといふ事を仰せられて在りますが、其中には充分に社會の共同愛、共同責任、相互扶助の觀念といふものが含まれて居ることが十分に窺はれますし、又犯罪といふものを豫防するには各々其所を得せしめたら犯罪の豫防が出來るといふ精神が窺はれるのでありまして保護事業に志す者の服膺すべき事であると存じます。左様に保護事業といふものゝ觀念は古くからあつたと十分に認められるのであります。

保護事業と云はず一般社會事業の方面に就て考へて見ましても、昔は社會事業とは勿論申しませぬ。社會事業と稱へるに至つたのは近年のことであつて社會事業といふ以前は慈善事業と謂つ

て居つた。昔から慈善に基いた所の事業といふものは色々の形で現れて居るやうに思はれる。彼の光明皇后が病者の施療や癩病患者を御世話を爲さつた事は誠に尊い御慈悲の御發露であるが今日の社會事業である、是は實に皇室に於かせられて一視平等に下民を愛撫し給ひ吾々に其範を示された著しい例であらうと思ふのであります。聖徳太子の時代にも賑恤制度といふやうなものがありまして貧民を救済すること。老年者を勉はること、或は病者を憐れうこと、といふやうな賑恤制度が行はれて居りますが、斯ういふやうな事は社會事業といふものと我が皇室との關係が歴史的に深いものであるといふ事が分るのである。又大寶令には録寡孤獨貧窮老病の者自ら生存し能はざる者は近親に引取らしめ里坊に於て賑恤するやうに定められてある。即ち社會事業の精神は立派に現はれて居る。外國邊りの社會事業を見ますといふと、大抵は宗教家が主唱者となり共鳴者となつて事業を創めて居る。日本では皇室と社會事業とは前申したやうに深い關係があるが矢張り斯ういふ事業には宗教家が一番早く手を着けて寺院中心で扱はれたやうに思はれる。又盛になるにも宗教家の覺醒に依つて盛になつて居る。

我邦では社會事業の發達したのは近年のことで昔から國家の慈善的制度は相當にあつたが社會

公共の事業と認むべきものは殆ど無かつた。それは我邦と外國とは國情が異なるからであらうが、殊に外國と異つて居るのは、我國では昔から家族制度といふものが立派に立つて居る。外國では概して個人主義が發達して居る。其爲に社會事業といふものが盛になつた。それが格別日本では盛にならぬといふことは家族制度が發達して居たことに大に關係があると思ふ。お互に自分の家に悪い者が出来た、自分の親類に悪い者が出来た、或は友達に悪い者が出来たといふことになる。内輪で始末をする、他人に厄介を掛けない。徳川時代に於ても、五人組制度といふやうなものがあつて、若し悪い者が出来たら其の五人組で始末を付けよう、悪い者が這入つて來たら五人組がお互に戒めて直ぐ之を官に訴へることにしよう。村邑にも名主とか庄屋とかを中心組合制度で始末を付ける、官からの御觸れでも先づそれに傳へ、町村へ行渡るやうに出来て居つた。自分の家族の中に悪い者が出来たならば、親子兄弟親類中でお互に世話をしてお上に御厄介を掛けない他人の世話になるのは耻であるから内輪で片付ける。斯ういふやうに美しい親子兄弟の情愛から出發した家族制度が發達して艱難相濟ふといふ相互扶助の慣習を作つた、其の美しい精神が時代々々に働いた、其の家族制度の機能が働けば働く程それだけ、大きい社會全體が手を觸れるには

及ばぬから一般の社會事業といふものはさう起らないでも済む。社會全體でなく家族だけに於て始末するといふことで、家族制度の盛な日本には社會事業といふやうなものはさう起らなかつたのであると、斯うも考へられるのであります。之に反して個人主義の國では個人の行爲は個人自身責任を負ふべきで、親であらうが兄弟であらうが必ずしも之を保護し矜救するには及ばぬ、其の家族であつた一人が貴族の地位を占めても富裕の身となつても、それを羨まず又敢て之に扶養を願はぬ、權者富者となつた人も親兄弟を顧みないでも世間から排斥されない。あれが貧乏するのはあれのやつた事が悪いのだ、彼自身其の責任を負ふべきで兄弟親族であつても餘人は世話することははないといふ。斯ういふ個人の權利義務の觀念に立脚して、物事を解決する國には我邦の美しい道徳から成立て居る家族制度はないのである。既に家族相互に扶助することがないとなれば自分が孤立しても其の責任で生活せねばならぬ。其の生活能力が缺けて居る。之を放任しては置けぬ。救助せねばならぬやうな落伍者が澤山出来て来れば社會全體の平和秩序を攪亂するから之を豫防するのが社會全體の自衛上からも必要である。そこで社會全體が救済豫防に當らねばならぬ。家族が放任しても社會は公共の安寧を保つ上から觀て放任して置けぬ。困厄の人を埒外に

置て社會の圓滿なる發達は期せられぬ。そこに社會事業の必要が起り社會事業が發達して來るといふ事の一つの原因になつて居る。斯う考へられるのであります。

家族制度の崩壊から

斯様に考へて來ると一體斯ういふ事業は、保護事業には限らない。一般に社會事業といふものは有るが宜いか無いか宜いかと言ふと、理想を言へば、無くて済むなら之に越したことはない、それは皆お互に家族親類の間で世話をする、權利とか義務とかいふ水臭い思想からでなく忠孝節義の親しい情愛で互に扶け扶けられて、それで始末が付けば社會事業といふものは必要がない。永い間救貧制度の必要を認めずして済んだのも相互扶助の族制が圓滑に行はれて居たからであらう。けれども此の家族制度が變化するに従つて茲に社會事業が必要になつて來るのであります。昔は昔からといふよりも明治になつてからは急激に家族制度に變化を來したやうに思はれる。昔は一村に三代でも五代でもズツと續いて居る。勿論今でも一村に三代も五代も十代も續いて居る家はありますけれども、併しながら其家の男なり女なり相當年輩になれば兎角都會へ／＼と職業

を求めて来る。跡目相続をする者は其家に居残つても次男とか三男とか其の一軒の家の幾人か、都會へ／＼と職業を求めて出て来るといふ風が漸進的に盛になつて来た。其の原因が何れに在るにせよ自分の家庭を離れて長い間都會生活をするといふことになる。此の家族制度といふものが變つて来るのは自然の成行きであらうと思はれる。郷國を出てから十年も二十年も他國で働いて居るといふことになればモウ其の家族制度の働きは届かぬやうになつて来る。さういふやうに離合集散があればどうしても家族制度といふものは普通には行かぬ。變つて来る。變つて参りますから此の家族制度で總ての善い事も悪い事も始末をして行かうといふことは段々行はれなくなつて来るのであります。又一寸單純に考へて見ましても、自分の家を出てから十年も二十年も經つて何處へ行つたか行先が分らぬといふやうな人間が澤山あります。或は行つて居る場所は分つて居るが時々消息を齎すといふ位では身の上關係は互に分らぬ、同じ血縁はあつても自分の知らぬ間に生れたり死んだりしたのでは相互の間に愛情といふものは湧いて来ない。家を出た人も郷里の家庭を顧みぬ。其の溝渠が段々深くなる。家族間の睦しい情愛で繋いで来た制度が自然に破壊される。左様になつて来ればどうも兄弟であるから親類であるからといふ理窟一點張りで家

族に責任を負はせる譯にゆかぬ。社會共同の責任として之を匡救する必要が起つて来る。それで我邦では一層此の社會事業が必要であり發展せしめねばならぬ機運になつて来たのであります。

嘗ては政治の一部として

昔から救護に關する事業といふものが國家の手に依つて行はれて居つたといふ例もあります。尤も國家の手で行はれれば社會事業とは一寸申し悪いのでありますけれども、今日社會事業として取扱つて居るやうな事が國家の手で取扱はれて居た事は、例へば徳川時代に於ける溜の制度。淺草や品川に溜といふものがあつた。溜といふのは何かと言へば、年老て病氣になつて自ら生活することが出来ないものとか行旅病者といふやうなものを溜といふ所に入れて療養をさせた。其の外に非人小屋の制度、養生所の制度があつた。これは、國家の手でやつたのであるけれども、今日の社會事業である。それから明治の初年迄も續いて居つた石川島の加役方人足寄場、これは白河樂翁公の創意でありまして老中松平越中守として幕政を掌つて居つた寛政二年二月江戸兩國の下流、佃島に設けられたものである。これは越中守の配下の長谷川平藏といふ人の建築を容れ

られて設けられたものでありますが、場所は江戸の佃島現今の京橋區佃田町に最初は小規模であつたが漸次に擴張された、此の加役方人足寄場といふのは何かと言へば、其の當時江戸市中を浮浪人、無宿者が横行して、彼方に行つては強請り此方に來ては脅喝するといふやうなことで、今日で言ひますれば警察犯處罰令に觸れるやうな所業を盛にやつた。それで此の江戸の市民が迷惑をする、安心が出来ない、即ち安寧秩序を紊すのでこれを取締る手段として出來たのが石川島の加役方人足寄場である。此の人足寄場に、浮浪無宿の徒を收容して、二年なり三年なりの期間、強制的に作業に就かせて留めて置く、即ち一種の隔離處分をする、さうすれば江戸市中を徘徊する者が無くなつて江戸の安寧秩序が保持される、收容した其等の人間には其得手の仕事をさせる、得手の仕事の無い者には或種の仕事を授け、さうして少し許りの賃金を積立て、置いてやる、それで漸次或る仕事を覚え、心を入れ替えて眞面目になり最早安寧を紊すやうな危険が去つたと思はれる時になれば初めて其の寄場から出して郷里に還すといふことにしてある。其の郷里に歸還せしめる時には再び放浪の生活に入らぬやう相當に手を盡して居る。即ち釋放者保護の精神が現はれて居る。これに依て視ると釋放者保護事業の一部をやつて居ると思はれる。人足寄場に入れる

種類も段々範圍が擴張されて人數も殖へて五六百人に達したこともあつたが其の人間に其の技能に應じて職業を與へたり指定の仕事をさせ賃金を與へる規則を設け、寄場から出る時に渡して生計の資に充てしめたのであります。是で何か小商賣でも始めるか農業の資金にさせる爲めに金を呉れる。さうして郷里へ歸還せしめ親族縁者に引渡し、それ出て行けと云つて叩き出すのではない、親族縁者の無い者は其者の出生地の名主或は地役人へ引渡し、家業に精出すやうにと申渡して引渡すのであります。

さうして其の者の將來に就ては親戚なり名主なりが責任を以て再び不都合はさせないといふ請書を出させる。即ち寄場から出た者を保護する、これが歴史の上に現はれた我邦の司法保護事業の最初であらうと思はれる。尤も幕府自らでなく藩々で此の人足寄場に類似した制度を設けて領内でやつた事はある。其の一例としては加賀の前田家五代の藩主綱則公は非人小屋を作つて、失業者浮浪者乞丐乃至刑事處分を受けた者などを收容して職業を授け自活の素地を作つてやつたといふ事でありませう。これは今から二百五十餘年前の寛文九年だといふ事でありませうから前に述べた人足寄場よりも古いものであります。又前に述べた松平定信即ち樂翁公は老中となる以前、白

河の藩主であつた時既に領内に殖民政策を樹て備荒貯蓄を奨励し教育、兒童保護、救貧の制度を立て、墮胎とか嬰兒殺しなどを豫防するなど所謂社會事業の思想を鼓吹せられた事蹟が遺つて居ります。

明治維新となつては

斯の如く藩制時代には藩の制度には右様な事もあつたでありませうが一般に知れ涉つて史上に残つて居るのは、此人足寄場の制度であります。それが明治の初年まで續いたのでありますが、御承知の通り明治維新は在來の制度習慣が急激に改革せられました。中でも法律、即ち刑罰法規でありますとか、或は今日の民法、民事訴訟の法規、即ち私人の權利義務を規定する法典の編纂といふことは早く着手されたのであります。刑法の方は徳川時代から公事掟書とか徳川百箇條といふやうな刑罰法規はありましたが文明國の法典としては完全なものとは謂はれないのであります。それであるから明治の初年にそれ等の刑罰制度や習慣を基礎とし參酌して日本の刑法といふものが出來た。即ち明治三年には新律綱領といふものが出來、明治五年に監獄則が發布された、

明治六年には新律綱領が改定律例と改正され、其後數次部分的に改正せられたが其の間絶へず法典の完成に努めた結果刑法が發布せられ明治十五年から實施せられるに至つたのであります。其の刑法が明治四十一年の九月三十日まで施行せられ、明治四十一年の十月一日から現在の刑法になつた。これは國情の變遷に適應するやうに改正されたのであります。

明治維新の大業は文物制度の改革、舊習打破と大變化を來したのであるが刑事制度の一端にも右述べたやうに變化があつたのであります。明治の初め時代には此の保護事業といふやうな事は實際事業としては明には現れて居りませぬ。けれども、其の精神は現はれて來て居ります。明治五年に監獄則といふものが初めて出來た。其の監獄則の冒頭に獄とは何ぞ、罪人を禁鎖して之を懲戒せしむる所以なり。獄は人を仁愛する所にして人を慘虐する者に非ず人を懲戒する所以にして人を痛苦するものにあらず。刑を用ふるは已むを得ざるに出づ云々とありまして決して復讐や威嚇の舊思想から刑罰を加へるのではない。良民に感化するのが獄の目的である。之に苦痛を與へるのではない。愛するが故に戒めるのである。斯う行刑の目的が宣明されてあります。さうして監獄に居る間にそれ／＼相當な職業を修得させて還すやうにする爲に獄内に色々の作業場が

殴けられて、働いた者には幾分の工錢を與へて、出獄の後に於て其の工錢を以て生計の助けにさせるといふやうな規定もあります。それは刑の目的は人を感化するのであるが折角善感化されても出獄後忽ち生活上窮困に陥れば復罪を犯す惧があるから刑務所から出た人間を再び路頭に迷ふことなからしめ生活の安定を得せしめよう。再び犯罪をさせないやうにといふ趣意が其中に含まれて居るのであります。

さういふやうに行刑の目的、保護事業の精神が行刑制度の上に現はれて参りましたが、本當に釋放者保護事業とか出獄人保護事業といふ聲が高まつて來たのは明治十五六年頃から以後のことです。明治二十年頃私が小學校に通ふ子供の時分に大きな板に「出獄人保護金寄附人名」が書いて街頭の樞要の場所に掲示してあつたのを覚えて居る。それは出獄人保護の金を寄附した人の名前を書いてあるのだと知つたのでありますが、さういふやうな譯で明治十五六年頃から段々と保護事業が盛になつて來て、一番最初に出來たのは皆様も御承知でありませう、明治二十一年三月静岡縣の勸善會、設立當時は静岡縣出獄人保護會社と稱して居たやうであります。金原明善翁が創立されたのが最初の保護會であります。それから二十三年に、埼玉縣に、大分縣に、

次に愛知縣、三重縣、愛媛縣に出來るといふやうに保護思想が高まるにつれて漸次に保護團體が組織されて來たのであります。

左様に段々保護團體が出來ましたが、其の時の保護事業といふものは保護の方法、保護の範圍等も今日のやうに複雑でなかつた、保護する種類階級は前にも述べた通りに、刑が満期になつて監獄から出た者を世話するだけであつた。それが後には刑は受けなくても一旦監獄に這入つたといふ事實があれば保護してやらなければならぬ。又檢事局限りで起訴猶豫になつた或は不起訴になつた者も或は刑は言渡しになつても其刑の執行を受けなくても宜いといふ所謂刑の執行を猶豫された者をも世話するといふやうに、段々範圍が廣まつて來たのであります。これは保護思想の進歩であり變遷でありませう、以上で大體保護事業の變遷と保護の對象は何であるかといふ事はお分りであらうと思ひます。

現在各地にある保護團體

此の保護事業の團體は只今の所では本部も支部も皆一個の保護團體と見て調べて見ますと、全

國に於て七百有餘の團體であります。其の七百有餘の團體の會長には或は知事、裁判所檢事正、刑務所長、宗教家、市長、辯護士或は其他地方の名望家といふやうな人が會長になつて居りますが、其下で實際に保護の方面に活動して居る人は宗教家が大部分であります。勿論俗人も相當にあります。又宗教家が保護方面を擔當し俗人が庶務に携はるのこともあります。形式は色々になつて居りますが、保護の實務には大部分宗教家の方面の人の手を煩して居る次第であります。

そこで其の保護團體はどういふ事をするかといふと、團體の地理的領域から申すなれば之を個別的に見ますと、例へば東京の或る一つの保護會は何處の刑務所を出た人を世話するといふ風に刑務所を標準にして定めた所があります。東京の小菅刑務所を出た人を世話するのは何處その保護會、巢鴨刑務所を出た人は何處の保護會で世話をするといふ風に刑務所を標準として定めて居る所もあります。又さうでなくして縣で申しますと、例へば横濱に一つの保護會がある。其の保護會は神奈川縣内に歸つて來る者のみに限る、横濱の刑務所を出た者でも神奈川縣内に住はなければ保護しない。他縣に歸る人間は保護しないといふやうな所もあります。又其の反對に此の縣内に歸る者は世話しない、他の保護會に委ねて他縣に歸る者だけを世話すると云つたやうな保

護會もあります。さういふ風に色々仕事のやり繰範圍といふものが異つて居りますが、其の範圍制限を設ける事は是非如何といふことになる、どうも是は一概に良いとも悪いとも言へないのであります。矢張り其の會々の特別の事情、又其會の資力の關係でさう誰も彼も皆世話するといふ譯に行かぬから或る種類に限定しようといふことでやつて居る所もあります。保護事業の本質其のものから申せば無論さういふやうな區別を置いてすべきものではないと思ひますが、唯だ資力の關係、其の土地、其會特有の事情又他の保護團體の事業との關係等に依つては斯様な制限の設けられて居るのも亦已むを得ない點もあるやうに思はれるのであります。唯だ一宗一派に限つて日蓮宗の者だけは世話する、眞宗淨土宗の者は世話しないといふやうなことは宜しくない。又眞宗の者が自分の宗旨の者だけは世話する、餘宗の者は世話しないといふやうなことは、是は誰が考へても決して褒めた遣方ではないと思ひます。假令如何様な事情があらうとも宗旨の異同に因つて保護すると保護せぬとの差別をすることは宗教本來の趣旨から考へても相互扶助の道義の上から觀ても穩當でないと思ふのであります。以前は保護團體中一二さういふ例がありました、勿論これには特殊な理由があつたのでありましてやうが今日では左様な差別はして居らぬやうであ

保護される人々

それから保護するのにはどういふ者を保護するか、言葉を換へて申せば、如何なる資格ある者が保護されるか、例へば男でも女でも構はないか年老ひた者でも年の少ない者でも構はないか、又初めて監獄から出た人間でも二度も三度も監獄を出たり遣入つたりするやうな人間でも構はないか、或は十年も監獄に居つたといふやうな人間でも構はぬか、或は五ヶ月か六ヶ月位で監獄から出た人間までも保護するか、即ち刑期の長短といふやうな事も一向構はずにやるか、斯ういふやうな事も保護すべきか否かといふ事を決定するに就ての條件として豫め決めなければならぬ事であります。聞く處に據れば英吉利邊りでは或特定の種類の者を保護すると限つてあるのもあつたり、刑期の長い者でなければ保護せぬといふ所もあつたり、或は刑期の短い者でなければ保護せぬといふやうに刑期の長短で區別してある所もあつたり、又保護を申込む時期も、監獄から出る一ヶ月前に申込まなければならぬ其より以後の申込では保護せぬといふやうな申込の時期を定

めた所もあり、又其の反對に監獄から出て一ヶ月以内の申込でなければ保護しない、監獄を出て一ヶ月以上経つた者は保護せぬといふやうな事を定めた所もあります。日本の保護事業團體では左様な男女老若の區別は勿論刑期の長短等に依つて區別をして居る所は先づ無いと言つて宜い。斯る差別を置かぬのみならず最近では監獄に入つて居る者の家族をも保護するやうになつて來たのであります。但し後に詳しく述べますが今日では老年のみを保護する團體、少年を保護する團體、女子のみを保護する團體といふやうに特種の者を限定して保護するのが近年各地に設けられて居ります。

新に公布された少年法

又十年前に御承知の通り少年法といふ法律が出まして、十八歳未満の少年が悪い事をしたならば、普通の刑法を適用せずして少年法に依つて保護處分をする、若し犯罪の程度が重くて、保護處分に止めて置かれぬと少年審判官が認定すればそれは普通の裁判所の方へ移しますが、さもなければ之には少年法に規定してある相當の保護處分を加へる。其の保護處分とは如何なるもので

あるかと云へば、單に訓誡して釋放することもあり、學校長の訓誡に委すのもある。或は條件を附して保護者に引渡すこともある。或は寺院教會に其の保護をお願いする。或は司法保護團體に保護を委託する、或は少年保護司といふのがあるが其の保護司の監察に付して不良行爲なからしむるやうに警戒する保護處分もあります。或は感化院へ送致するのも保護處分であります。情狀の重い者であるならば矯正院へ入れる。矯正院で一定の期間其の少年に相當した教育的意味を加へた所の矯正方法が講ぜられる、少年法の保護處分は大體右述べた通りであります、此の少年法が實施せられた結果少年審判所が保護を要するものと決定して、之を保護團體に直接に送りて保護を委託することがある。其委託された少年のみを保護する團體即ち保護會が出来た。少年法や矯正院法は實施さるゝに至りましたが、少年審判所や矯正院は東京、大阪、昭和九年から名古屋に設けられました現在三箇所であります。審判所の管轄は全國に及んで居りませぬ。即ち、東京大阪の二府及び其附近一二縣並に愛知縣及岐阜三重の隣接縣に止まつて居るのであります、將來遠々各地に及ぶことでありませう、そうなれば自然保護團體も殖えるでござらう。

保護の着手

借てそれでは保護は何時頃から始まるのかと申しますと、實際保護として手引をするのは當人が刑務所から釋放される時からであります、其の保護の準備は早くから着手するのであります。手續の上から言ひますと、刑務所に居る時に刑期の始期終期が判明して居る、即ち何某は何年何月何日には出るのだといふ事が分つて居りますから、出獄する時よりも數日前に何某は何處其處へ歸るといふ事を保護會へ通知するのであります。何某は何月何日に貴方の御關係の何處其處へ歸りますから歸つたら相當の保護をして下さいといふ事を通知する。其の通知をする時には其の個人の性格、年齢、教育の程度、職業能力、生計の程度、宗教關係、兵役關係、犯罪の情狀、習癖、嗜好、娯樂、其他生活の一斑を知り得るだけに記載して通知することになつて居ります。其の通知を受けた所の保護會は、念の入つた熱心な人は某の釋放される以前に刑務所へ行つて某に面會して、過去の生活關係や將來に對する方針等を聞き糺し、又豫て調べて置いた留守の家族の生活狀態などを話して聞かすといふやうに親切に注意深く保護の準備を整へて置

く方もあります。是は至つて能く手の届いた方ではありますが、少くとも刑務所から出て来る時に迎ひに行つてやつて、それを自分の村まで連れて歸る、斯ういふ事は主に宗教家の手に依つて爲されて居るのであります。それで保護は保護を受ける者が刑務所から出る數十日前から準備せられまして解放の當日から實際保護が開始されるのが普通であります。中には刑務所から釋放されて數ヶ月又は一年二年の後に本人の哀願を容れて保護するものもありますが大部分は刑務所から釋放される當日から保護されるのであります。刑務所へ入らないで少年審判所又は裁判所検事局から直接保護團體へ保護方を託される者は其の當日から保護することになるのであります。

保護方法は千種萬様

次に保護の方法でありますが前にも述べたやうに刑務所に居る間に準備を整へねばなりません。それで刑務所と致しましては勿論將來の事を考へまして、出て行くのに着物が無い者には親戚の者から送らすなり、親戚が無ければ保護會の手で整へてやるとか、或は本人が金を持つて居れば古着でも買はずといふやうな方法で、季節相當の衣類を調へ刑務所から釋放される際差支な

いやうに世話をし始めるのであります。それは寒い季節に刑務所に這入つた者が暑い時に出て行く者もあり、暑い季節に監獄に這入つた者が寒い季節に歸つて行くといふのもある。さういふのは寒暑を凌ぎ得られるだけの時季相當の衣類を調へてやらなければならぬ。其の衣類を調達するに付ても有らぬ方法を盡してやる。又郷里へ歸るに付て汽車賃の持合せの無い者には汽車賃相當の金を給與するとか、或は一時立替へて貸してやることもある。出迎人の來ない場合には刑務所の近くの保護會の人が停車場まで送つてやるとか、或は郷里から來た人が初めから終りまでズツと送り迎へをするといふやうな事をする。就中停車場への送迎又は郷里までの同伴は宗教家の手に依つてやつて居るのが非常に多いのであります。

此の宗教家の手に扱はれて居る停車場への送迎又は郷里まで同伴するといふやうな保護は保護の最初であります。將來指導の上に非常に役立つ保護であります。送迎同伴することに依つて當人は其の親切な仕向け、温かい情に絆されて、感謝します、感謝の餘りに自己の過去現在を語り將來を懇請する気分になります。宗教家は同伴の途中其の人柄や氣質や種々の事情を知ることが出来る、従て將來指導する好材料となるのであります。そうして當人を其宅に同伴し家

族や親族に引合せる、そうすれば常人も面目も立ち、家族も快く納得する、一家親類の融和の緒が開けるのであります。自分の家が有り一家の長でありましても、自分が悪事をして監獄へ入つたのが今歸る時になると、大手を振つては歸られない弱味がある。亭主であつても亭主振つてならぬ弱味がある。家族に向つて辱を忍んで詫入らねばならぬのであります。軍務を了へて兵隊から歸つて來るとは全く趣が異つて、家族親類にも村の人にも顔出しが出来ないといふ羞耻の念で胸一杯であります。歸りたいけれども遅々として進み兼ねて居るのであります。其の窮状を察して、宗教家が手を引いてやるのであります。決して大手を振らそうとするのではない。衷心忸怩として居るのを檀那寺の和尚さんが行つて、ナニそれはわたしがよく取締つてやるから一緒に歸らうぢやないかと柔しく諭してやる、そうすれば非常に力強く思つてそれに手を引かれて家に遣入り和尚さんの口添へで家族とも調和する。又以前雇はれて居つた所の主人の所へも、此者は悪い事をしたけれども今度は眞面目になつてやるからモウ一度面倒を見てやつて下さいと言つて主人の所へ連れて行つて貰ふといふことになれば、先方でもそれを機縁にして引受けて呉れる。それを本人が一人で行くといふことになれば、の挨拶で断はられてしまふのが保護會に關係ある人の心か

ちの軟かい温味のある愛が加はると、それならお世話致しませうといふことになるのが多い。中には歸つて來たら引受けてやらうと思ふて居る人でも、自分から言出すことを差控えて居ることがある。其處へ保護會の役員なり菩提所の和尚さんが仲介して執成し致しますと、それを機會に承諾するといふ場合が随分あるのであります。又それよりもモツト以前に家族なり舊主人なりに今度歸つて來たらお前は斯ういふ風にしてやつて呉れ、歸つて來ても悪い顔をせぬやうに昔の古傷を洗ひ立てれば際限がないから、先づ／＼今度一度だけは大目に見て能く世話をしてやつて呉れと言つて、豫め家族との諒解を得て置いて釋放の日を待つ、愈釋放される日には、刑務所に迎ひに來て戴くといふ事になれば、一層本人は安心するので、之に越したことはない。眞面目にやりさへすれば、血を分けた親であり兄弟であるから快く引受けて世話をしつて居ると言つて居る、或は以前の雇主は今までの根性が改まれば仕事に不自白はさせぬと言つて呉れるから安心して歸れ、斯うやると幾ら悪い人間でも情深い、赤心から出た言葉を聞くと、それに打たれて今までの暗い世界から明るい世界に出た氣持ちになる、今の今まで不安の氣分に襲はれ、人を疑ひ自分の將來を危んで居たのが、急に闇夜に燈を得た心地になつて前途を力強く思ふやうになるのであり

ます。大抵の人間は刑務所から出た時は悪い事を再びせぬと堅い心持で出るのでありますから、此の社會に一步踏み出した時に、直に温かい力で保護を始めることは極めて大切であります。多くの實例に依りましても此の時に保護の一念が彼等に届きますると其の後は段々隔意なく解決するやうになるといふことであります。

保護の方法と致しましては種々様々にあります。釋放者と親族間との調和を圖るといふ事は勿論のこと、寝起きする場所が無ければ寝起きする場所の世話迄してやらなければならず、又今出されたけれども晝の飯一杯食べるだけの金も無いといふ人間には腹一杯飯を食べさせる、途中の飯屋で食事をするだけの金をやらなければならぬこともあり、時に依つたら金をやる代りに握り飯を拵へて持たせるといふこともある、雨が降れば傘の一本下駄の一足もやらなければならぬといふこともあり、又家に歸つてから何も仕事が無いといへば仕事を見付けてやらなければならぬ。小商賣を始める者には資本として金の二三十圓も貸してやらなければならぬといふ場合もある。要するに其の人の個性なり事情なり其の場合々々に應じて適當に保護方法は盡されて居るのであります。兎に角尋常一様ではない随分手数のかゝるものであります。保護事業家は此

の保護の方法を、收容保護、間接保護、一時保護の三つに分けて居ります。各保護團體で建物を持つて居る所は其處へ收容して寝起きから職業から萬事の世話をするのであります。是は直接保護又は收容保護と謂つて居る。保護團體の家に寝起きをさして仕事の世話から三度々々の食事の事から一切を監督し、世話するのであります。又今申したやうに郷里に歸つて居る人間を時々訪ねて、生活狀況を尋ねるとか、家族との調和を圖つてやるのを郷黨保護或は間接保護と申して居ります。又さういふやうな保護でなく唯だ一時の障碍を取去つてやる、例へば東京から静岡に歸らうと思ふが、歸りさへすれば家もあるし何も困らないけれども歸るのに旅費が無いといふ人間には静岡に歸る迄の旅費として二圓なり三圓なりの金をやる。必ずしも給與せねばならぬのではない返済の見込があれば貸してやる。目的地へ着いたら後で返して來いと論して其の旅費を貸してやる。或は途中悪友に誘惑される虞ある者は其の宅まで同伴してやることがある。斯の如きは旅費貸與、又は同伴といふ事だけに依つて既に保護は終つて居る。斯ういふのを一時保護と謂つて居ります。是は至つて簡單のやうに見えますが、必ずしも一時保護といふてもさう簡單には運ばぬのであります。同じ一人の人間に幾つもの方法でしなければならぬことがある。金も

貸してやらなければならぬ。寝起きの世話もしてやらなければならぬ。仕事の世話もしてやらなければならぬといふやうに同じ一人の人間に幾通りもの保護をしなければならぬこともあれば、同一人に同じ一時保護を繰返し／＼せねばならぬことになつて来るものもある。一時保護を繰返したり數種の一時保護を加へれば收容保護と同様になる。それから今日は此處に寝起きをさして居るが、明日になると郷里に歸りたいといふので郷里に還す。郷里に歸つて見た所がどうも近所の手前宜くない。家の者とも面目ないから、どうか保護會の方で引取つて世話をして呉れといふやうに、直接保護から間接保護に變り、間接保護から收容保護に戻るといふやうに同一人の保護が色々變るのもある。保護の方法を大別して收容保護、間接保護、一時保護としてはあるが其の内容は複雑であつて劃然と區別することは出来ませぬ、一定の型で扱ふことの出来ぬのが此の事業の特異な點であります、それだけ困難な事であります。

保護事業の大體は以上申述べましたが斯の事業は一般の他の社會事業で一寸想像の出来ない所の面倒と困難があるのであります。

保護の範圍は擴大する

此の保護事業の趨勢は段々變つて來ますが現今ではどういふ風になつて居るかといふ事に就て重複になるが少しお話を致します。此の保護事業といふものが先程申したやうに保護するのは男女を問はず、年齢又は刑期といふやうなものに就ても何等制限を置かず、又刑務所から出た者はかりでなく、検事局から引渡された者、又警察署から引渡された者でも反社會的行爲のあつた人であれば之を違法の民たらしむべく、保護の範圍に入れて居るといふ事を申しましたが、それが近來は段々に分業的とでも申しますか、其の個々の保護團體で保護する人の種類を局限する傾向になりました。少年のみを保護するとか、或は老人のみを保護するとか、或は女のみを保護するとか、若くは不具者のみを世話するといふやうな風に段々分業的になりつゝあるのであります。

少年刑務所の在る地には少年のみを保護する團體があります。小田原、川越、盛岡、札幌、岡崎、姫路、岩國、久留米等に其の保護會があります。又専ら女を保護する團體が栃木縣の栃木、廣島縣の三次に在ります。東京の兩全會も其の一であります。東京府下の安立園、大阪府下の小西壽

樂園は老年者のみを保護する所であります。鳥取縣米子に在る和光會は數年前から老人のみを收容して居る、又昭和九年から茨城縣土浦の筑南慈濟會に「櫻の家」といふのを設けて老人の收容に充て居ります。又少年法に依る保護處分を受けた者のみを保護する少年保護團體のあることは前に述べた通りであります。又東京に帝國更新會といふのがありますが、これは微罪で起訴されないう者、起訴猶豫者、刑の執行猶豫者を保護する保護會であります。東京區裁判所へ毎日此會の役員が行つて居つて、東京區裁判所の検事局で警察から送られて來た犯人を調べて是は左程重い罪でないから公判へ廻さぬでも宜からうと認定するときは起訴しないで訓戒して釋放する釋放するけれども無監督の儘釋放すれば又どういふ悪い事をするかも知れぬ。さういふ犯罪の惧あるのを防止し正道に引入れようといふので帝國更新會に保護方を頼む、帝國更新會ではそれを引取つて其の者に適當した職業を見付けてやつて自活せしめる、それは自分の家に寝起きをさせる者もありませうし、或は又親方を見付けて親方の所に寝起きをさせるものもあります。仕事の種類は一定しませぬが、土方であるとか掃除人夫であるとか建築に關係した種々の仕事、大工職であるとか左官職であるとか、瓦職であるとか、煉瓦職であるとか、或は鐵筋混凝土の方の仕事であるとか

さういふ建築の方面の業主或は請負者を會員にして置いて互に聯絡を取つて職業の世話から寢起きまでの世話をして居る、此頃の扱件数は先づ一ヶ月に三百人位は扱つて居る。相當年輩の者も居りますが概して若い者が多い。思慮の定まらぬ全く出來心でやりましたといふやうな者が多いさういふ人間は未だ惡の程度がそれ程深くないのであるから刑罰に依らず授職指導で感化しやうといふのであります。帝國更新會で、保護する種類は年齢に關係は無い。又男女の性別にも關係が無い。唯だ比較的微罪であるが故に刑に處せられないで今述べたやうな司法處分を受けた者に限つて保護をする。斯ういふことになつて居ります。尙此の外に、帝國更新會では此の二三年來思想犯の轉向者を保護して居ります、思想犯には所謂右傾も左傾もありますが茲に云ふのは思想犯の中の共產主義者の轉向した者を保護し指導して社會生活に入らしめるのであります、一たび思想犯罪に問はれた者は其の思想を轉向したと云つても社會大衆は容易に信用しない、職業を求めても與へない、加之反つて無垢無色の者を左傾思想に引入れるのではないかと危むで、保護どころか、觸らぬ神に祟りなしと遠けるのであります、それでは折角思想の轉向した者を自暴自棄に陥らしめる虞があるから保護するのであります。斯様な思想轉向者を保護する保護團體が彼處

此處とボツ／＼設けられる傾向になつて参りました。

三四

特殊者の保護

それから八王子に數年前から特殊な少年刑務所が出来ました。此の少年刑務所に收容されるのは年齢の上から言へば十八歳から二十歳位の者でありますけれども、精神病者——精神病者ではないけれども幾らか精神に變調のあると云つたやうな者、精神病者でもない、普通の人間でもない其の中間級の人間、精神耗弱者を入れて居るのであります。此の變調者が釋放される曉に之を保護する保護團體が何處にあるかと言ふと八王子保護會がありますけれども寢起きさせる建物がないのであります。精神の變調者は職業を課しても薩張り仕事をする氣がない。氣が向いたら仕事をしますが氣が向かなければ仕事をしない兎角規律の勵行は出来難い人間である。此の種の者を保護する保護會といふものは特別に設けたものはありませぬが、往々／＼はさういふ特殊の者を保護する所の保護團體も出来なければならぬだらうと思つて居りますけれども、出来た曉に於ても其の保護には手數のかゝることであらうと想像されます。精神病者の取扱ならば保護事業でな

く他の方の仕事である。寧ろ精神病者であると決まればそれは警察處分に付するなり精神病院に入れるなり其の治療を目的とする他の方法でやるべきものであるが精神薄弱とか低能とかいふ程度の釋放者を保護するとなれば容易の業ではない、それに此種の人間は仕事に飽きつぼくて尋常人の仕事をさせても駄目である。備ふて呉れと頼んでも誰も相手になつて呉れぬ。飲食は人並にするけれども其外の事は劣つて居る。仕事ばかりではない衣類の着付けから動作に至るまで尋常でないから、なか／＼世話がやけるのであります。一日位は何處かに泊めて世話もしてやるけれども長くは世話が出來ない。今日の處、大抵は親とか兄弟とかを呼出して引渡すとか停車場迄送つて行つてやるといふ程度であつて、それを一ヶ所に收容して保護してやらうといふ團體が無い此の常人と同一に視ることの出來ない人間に就ては何か考へてやらなければならぬ。保護事業と何等の關係が無い人間だとするならば他の事業に移してしまへば宜いが、司法保護の範圍に這入る人間だとすれば特別の施設をしなければならぬ。前に私の申しました六十歳以上の生活能力の無いやうな人間でも本來保護事業の保護範圍に含まれるべきものではない。保護事業は之を保護して將來獨立して行くことの出來る人間を拵へるのが保護事業本來の目的である。世渡りの手引

三五

きをしてやつて獨立力行の出来るやうにするのが保護事業本来の目的である。此の事業本来の目的から考へて見ると、働かうにも働けない、世話してやつて見た所が一人前の働きある人間にもなれない。一生誰かの扶助を受けねばならぬといふ老衰者は保護事業の立場でやるべきものではない。寡寡孤獨の保護を目的として居る養老院、養育院といふが如き社會事業なり又は地方自治體の公共事業として之を救護するのが至當である。ところが今日國家又は地方自治體の施設として之に應ずるに足るものがあるかといふと至て乏しい、微々として要求を充すことが出来ない老人收容の設備機關に就て見ても東京に養育院があり私設の養老院といふのがあり最近に浴風園といふ大規模のものも出来ましたけれども、いづれも人員に限りがあり資力に限りがある。東京の養育院では收容する定員一ケ年の經費豫算はこれだけと定めてありまして、往々人員超過、或は東京の住居でないとか住居の年限が短いとか或は經費關係の理由を以て斷られるのであります。それなら斯様な刑務所から釋放された老人は見殺しにするかといへば保護團體としては左様な無慈悲なことは出来ぬ、そこで市井に數多ある老人までは手は届かぬが、切めて老衰の釋放者だけでも何とか自分等で世話をして餘生を終らせたいものであると云つて、保護事業に携つて居る人

が見るに忍びない現狀に同情して保護して居るのであります。純理から言ふならば再三繰返し述べたやうに寧ろ地方の自治體、養老院、養育院の如き團體へ入れるのが筋道だと考へるが併し其の筋道通りに行つて居らず他にやる所が無いから己むを得ず保護事業が其の缺陷を補つて居るといふことになつて居るのであります。さういふやうに保護事業が段々に分業的に且つ廣範圍に擴張されて居るのであります。

事業上の難問題

借て是から一寸方面を變へまして、保護事業團體の當事者が當面の問題として困つて居る問題に就て申上げて見たいのであります。其の一は就職の困難といふ事であり、皆様御承知の通り最近非常に失業者が多い。何人失業者があるかといふ事は誰でもハツきり分らない。新聞などで失業者が日本中で八十萬人あるとか、百萬人あるとか或は東京だけでも七萬人あるといふやうな事を言つて居つても概算に過ぎぬ、概算でなく當推量である。私は失業者でありますと言つて毎日來る譯ではない。毎日それを標示するものはないので實數は分りやうがない。職業紹介所に

求職を申込み者は登録してあるけれども、職業紹介所に行かない失業者が何人あるか分らない。紹介所に来た人でも今日の失業者でも明日は失業者でないかも知れず、それから職業が無いといふても毎日無いと限らず三日に一度失業するのもあり一ヶ月に十日職に就くといふ者もある。又職業の種類に依り或は天氣の晴雨に依り今日は失業者であるけれども明日は失業者でないことになる永久に失業者ではない。それで失業者の大體の數すら分り兼ねるが其の數の澤山であることは事實である。既に昨今の状態は失業洪水と謂はれて居る。斯様な時には一般の雇傭労働者自由労働者其他一般の筋肉労働者も職に就くの心を焦立て、一様に困つて居るのでありますから、沉んや刑務所から出て来て職を求めても容易に得られない。職に就て居た者まで職を失つて居る。實に悲惨であります。職業紹介所のやうな所に行きましても釋放者だといふ事が分ると、種々の關係から断はられる。仕事があつても断はられる位であるから、無い時には勿論一番にお断りを食ふ譯である。之には東京や大阪のやうな大都會の保護會は随分困つて居る。都會の保護會は都會に出来る釋放者の失業にすら困つて居るのに、其處へ地方から都會へくと集つて來るので愈々就職口に行詰つて居る。ところで吾々が常に遺憾に思つて居るのは諸官廳公衙の下級従業

員の採用方針である。例へば人夫採用にしても、其の人夫を採用する規則の中に刑罰に處せられたる者は採用せずといふやうな規定がある。大正十一年大阪に於て中央社會事業協會の主催で全國の社會事業大會があつた時、其の大會で、此の釋放者といふものが職業に就かうとしても前科があるからと云つて排斥され職業に就くことの出来ないことが非常に多い。民間で排斥されるばかりでなく官廳自身が差別的規定を設けて就職に障碍を置て居る、此の障碍を除くにはどうすれば宜いであらうかといふ問題が出て、先づ諸官廳にある所の差別的規則を改正しなければならぬといふ意見に一致議決した。それで一體どういふ規則があるか先づ諸官廳の採用規則等を慎重に調べて見なければならぬといふので、其の調査審議を社會事業協會に一任し特別委員を設けることになつた。それで社會事業協會は中心となつて専門の委員を選んで、各官省の其の要職にある人や又大學の教授や社會事業關係の人々に委嘱して、委員になつて貰つて各擔當部門を分けて調査研究を續け、屢々會合して意見を交換した結果、各官省の採用規則とか試験規則といふやうなものの中にある刑餘者を差別する所の規定は、それを撤廢するか、無條件に撤廢することが出来なければ、さういふ差別制限を幾分でも緩和するのが適當であるといふ意見の一致を見たのであ

ります。それで其の特別委員會は三年ばかりの間慎重に審議を盡されたのでありますが、それに依つて見ますと、常人に與へられてある資格を刑餘者に全然與へてない若くは縮小したといふやうな差別を規定したのが澤山あるのであります。官吏となることが出来ぬとか、辯護士になることが出来ぬとか、醫者になることが出来ぬとか、此等高級のものは忍ぶとするも中には下級の傭人夫にすら採用せぬといふのがある。又永久の職業でなく一時的の資格すら制限したのもある。又内務省とか文部省とかいふ本省關係のものばかりではなく、各府縣には府縣知事から出される所の府縣令といふものがある。其の府縣令に依つて禁錮以上の刑罰に處せられたる者は何業に就かしめぬとか何商賣を營むことを許さぬとかいふやうに差別待遇をして居るのであります。斯ういふ風に法律命令を以て職業上の制限を設けてあるのが非常に多い。其の當時調べた規則だけでも——是は勿論各府縣々々の調べる迄には至らなかつた、主に内務省、鐵道省、逓信省、陸海軍省、文部省といふやうな本省を中心にして調べたものだけに依つて見ましても二百ばかりであつたと記憶する。其の調査した法規を基本として慎重審議を遂げ、其の差別的規定の設けられた根據は何處に在るかを論究して、此の規定は全然撤廢して呉れ、此の制限は唯だ感情の問題

であるから速に撤廢して貰はう、いや此の差別は業務の性質上から見て斯ういふ制限を置いたのだらうと思はれるから、それなら刑が満ちて釋放後三年なり五年経つたならば此の規則の適用は受けないといふやうに緩和した方がよろしからう。それから又此の制限差別は法律の力で左右すべきものでないから、これは長多い事であるけれども、天皇陛下の大權の御發動を待つより外仕方がなからう、復權といふものに依つて緩和さるべきものである。大體斯様に意見を纏め三段位に分けて、之を中央社會事業協會々長澁澤子爵の名を以て内閣初め各省、及び衆議院貴族院等にも陳情してあるのであります。斯様に條理を盡して陳情したけれども政府は同意するのさせぬのか陳情書を見て呉れたのか、どうか、未だ改正するといふ氣運もなければ少しも其の光明を認め居ないやうな現状であります。さういふやうに官廳に差別的規則があるといふことは保護事業の立場から觀て、甚だ遺憾とする所であります。一方に國家が刑務所から出た人間を保護しなければならぬ、司法保護事業は大切だ、保護事業を盛にせよといふことで、僅かではあるけれども奨励金といふものを出して此の事業を奨励し、犯罪防止をやらなければならぬといふ事を國家が認めながら、其の國家が一方で斯ういふ人間は使つてはいかぬ、あゝいふ人間は使つてはいかぬ

といふ刑餘者除斥の差別的規則を設けて居るのは自家撞着ではないか、少くとも條理が一貫して居ない點があると思ふ。勿論刑務所から出た人間を全然常人と同一の地位に置き同一の資格を與へることはそれはむづかしいでせう。刑は終ても精神的の病氣が治り切つた者ばかりではない。中には再犯をする危険のある者もあるのでありますから、それを總て同一に普通良民と同じに見ることは出来ぬか知れぬけれども、全く改悟したと見られる人間、或る年限悪い事をせず済んだならば此の制限だけは撤廢して貰ひたい、或は制限を緩和して貰ひたいといふ風の相當期限付又は條件付の法律の改廢は出来さうなものと思ふのであります。又それは極めて穩當な要求であると信するのでありますが、それが未だ出来るとも出来ぬとも一向分らぬといふやうな今日の狀態であります。此の差別的法規の存することは刑餘者の就職に大なる障礙となつて居るのであります。

保安矯正制度の要望

斯様な刑餘者の生活を阻害するやうな差別的法令は漸次に改正して貰ひ、さうして一面には幾

度も犯罪を累ねて常習とするやうな者、普通の刑罰では矯正の出来ないといふやうな兇惡なる者もありませんから、さういふ者に對しては保護事業ではいかぬから、それ等に對しては國家の權力で抑制する制度があつてほしい。強制的に留めて置く場所を設けて或る期間或は期間を定めずに留めて置くことにするがよろしい。斯ういふ意見が盛に唱へられて居るのであります。是は司法省の方に於ても將來刑法の一部に其の精神を納れた條項を加へる意圖であるそうであります。目下刑法改正に就ての審議を進められて居りますから、刑法が改正の曉には自然さういふものも設けられるであらうと思ひます。どうも改善不能であると認められる者に對しても保護事業の範圍に入れて何時迄も世話をするといふことになる、一人の爲に非常な精力と時間を費すことになり、その人に改善の望が薄いのでありますから、寧ろさういふ人間は一定の期間強制勞役場といふやうな一定の場所に留めて置くが宜からう。強制的に昔の人足寄場と云つたやうなものでも設備をしたらどうだ。それが即ち犯罪防止であり社會保護である。それで矯正されるれば保護の目的に協ふといふのであります。斯ういふ事が保護事業當事者の間に論議され又確定意見ともなつて其の筋へ陳情してあるのであります。右様の制度が設けられますれば從來其の方面に傾けられた

力が他の方面に向けられることになつて事業全般の爲めに裨益することであらうと思はれるのであります。

四四

保護事業家の態度

以上で保護事業の一斑竝に其の傾向の概略を述べたのでありますが世の中の人々が此の保護事業といふやうなものを十分に理解して居ない。漸次保護思想が行渉るやうにはなりましたが未だ普及して居りませぬ。却て反對を唱へる人すらあります。悪い事をしたから酬ひを受けるのは當然である。犯罪人が監獄から出たのを保護するより、世の中にはモット／＼正直にして一生懸命に働いて居つても女房子供を養ふことの出来ないやうな人間が澤山あるではないか、それを放つて置いて、之を保護するのは本末顛倒であると言ふ。此の説は一寸俗耳に入り易い、一理あるやうに思はれる。けれどもそれは自分の腹を痛めた子は愛するが他人の子は憎いといふ偏狹な考であると思ふ。又決して悪い事をした人間に優先権を與へよといふのではない。罪の償を果し、悔ひ改めた人間であるならば之を保護し社會生活の圏内に復歸せしめたいのであります。犯罪をする

といふ事に就ては犯罪をした當人には勿論意思の上に又體力の上に多くの缺陷があるから犯罪をするやうになつたのでありますから勿論本人に責任がある。責任があるから刑罰を受けたのであるけれども、前にも申した通り、各其の所を得せしむれば悪い事はしない、特殊の原因があるのではないから其の所を得せしめねばならぬといふ後嵯峨天皇の御言葉を味つて見ますと、其の人を罪人にしたのは社會全體にも責任がある。既に社會が不健全であつて、即ち缺陷が多くて斯ういふ犯罪人を拵へたのであるならば、其の犯罪人を善くして行かうといふ事も社會全體の責任でなければならぬ。斯く申しても犯人自身に責任が無いといふのではない。犯人自らは罪を悔ひ眞心改悟し、社會一般も其の社會組織制度に缺陷あることが犯罪の原因となることを自覺し、其の缺陷を補ふのが亦社會の責任であると謂はねばならぬ。殊に悪事を仕續ける犯人を保護するのでなく改悟して社會生活に入らんとする者を保護するのである。決して良民救済を後にして犯人を先に保護せよといふのではない。既に改悟の情ある者なら其の人を憎まず平等に保護しやうといふのである。それが刑餘者保護であると同時に社會を保護することになるのであります。

それから私一個だけの考でありますが、近年往々學校で生徒が或る教授を排斥する。校長を排

斥して同盟休校といふ事をやるのを新聞紙上で見ますが。さういふやうな時に私はいつも考へます。同盟休校したというて或る生徒は無期停學にする、或は放校處分にするが、一體放校なり無期停學にしてどうなるか。後に残つた生徒は綺麗な人間だと云つて居るけれども其の退學させられた者は自分等の所業から出來た結果ではあるが實は困つて居るのではないか。學校は放り出して置いて綺麗な人間だけ此方へ來い。此方だけは綺麗な人間を擁して綺麗なだ／＼と言つて居りますが。何ぞ知らん其の除外された人間は先に行つてどんな結果になるか分らぬ、思想的に悪化するとはあるまいか自暴自棄に陥つて前途を誤ることはないか、是は餘程考へなくてはならぬ事ではないか、停學させるにしても退校させるにしても其の青年の善後策を考へてやらなければならぬ。己を得ずして退校させるのであるから、退校した以上は矢張り自分の愛に依つて反省させ復活させてやらなければならぬ。自分の手が届かないならば、此の若い青年の將來を誤らしめぬやうに見識ある監督者に頼んで其の世話をしてやるとか父兄と相談して前途を誤らしめぬ方法を講じてやらなければならぬ。一方に綺麗な者だけであるのは可いとしても、其の悪い青年が出來たのは誰の罪であらうか學校には全然責任はないと言ひ得るであらうか。教育家として考へな

ければならぬ事であると思ひます。殊に智情意の完熟しない青年の指導に就ては深い考慮を拂はねばならぬ。有爲の青年、永き將來を持つ青年を殺すことは國家社會の大損失であるから父兄は勿論教育家は一層親切な態度を以て臨んで貰ひたいのであります。私は教育家の一舉一動は學校ばかりでなく、社會に反映するものであることを充分に味はつて貰ひたいのであります。斯様な譯でありますが、凡そ世の中に智情意の完全無缺な人といふものはあるものではない。犯罪人だと云つても矢張り吾々の同胞である。又吾々と同じ人間である。保護事業に従事する人は其考を持たなければならぬ。あれは吾々より一段下の人間だとか、吾々と同じ人格は持つて居らないとか、自分はあれより優越権があるなど考へてはいかぬ。彼も人なり我も人なり、彼の有する所の缺點は自分にもある。自分に長所があるならば彼にも長所がある。それで良い所は拾ひ上げて悪い所は矯めてやるといふ氣持にならなければならぬ。同時に彼れに依つて吾も矯正されるのであるといふ謙遜な心持にならねばならぬ。是は保護事業家の最も注意しなければならぬ事であると思ひます。自分が優越なる地位に在ると考へたならば自負自尊に陥り總て失敗すると思ふ。保護事業に従事するに當つても、あゝいふ人間になると短氣の者が澤山ある。其の短氣の人間に頭

からそれではいかぬと一々排撃の態度に出づれば反抗して来る、さういふ時にそれを靜に聽いて其の人を理解し其の立場に同情し親切を以て段々善い方に導いてやるやうにならなければならぬ。彼の爲に尊い涙の一滴を流してやらなければならぬ。それを向ふの人が反抗したからと云つて勝手にせよと突放せば喧嘩別れである。忍べぬ所をも忍ぶといふことが此の保護事業に取つては最も大事である。彼も我も同じ一家族であるから自分の子を愛する如く彼等をも愛するといふことにならなければならぬ。

この心、この行ひ

私はさういふ事を考へる度毎に空也上人の事を何時も思ひ出します。空也上人が山中を通つて居られた時に追剥ぎに遭つた。盗人が、お前の持つて居る物を皆此處へ出せ、と言つて脅かした、其時に空也上人は金は勿論のこと、自分の身に着けて居る物まで皆出して、サア持つて行つて呉れと言つた。盗人は悠々とそれを奪ひ取つて、其の場を立去らうとした時に盗人は一寸後を振り返つて空也上人を見た、ところが空也上人はハラ／＼と涙を流して居られた、そこで其の盗人が何

だ坊主のくせに往生際の悪い奴だと捨臺詞を残して其處を立去らうとした、すると空也上人が、イヤ／＼俺はそんな金や品物が欲しくて泣いて居るのではない、お前にやつた品物がお前の役に立つのは俺に取つては嬉しいが、お前の將來を考へて見ると洵に氣の毒だ、お前の今の喜びは體ては禍となる、善因善果、惡因惡果、お前の惡業が續けば續くほどお前の將來が案じられて氣の毒で堪らない、それで俺は泣いたのだと言つて潜々と涙を流された、其の時に流石の山賊も初めて翻然と我に返つた。今まで多くの人に逢つたけれども自分の爲に涙一滴滯して呉れた人は無かつた。それに意外にも自分に金を奪られた其の坊主が自分の爲に涙を流して呉れた、有難い、勿體ない、自分は今まで世の中の人から憎まれ通しにされて來た人間である。其の憎まれ者の私の爲に涙を流して呉れた、お慈悲なことだ、どうも勿體ない事だ、實に相濟まぬ事だと翻然と悔悟し遂に其の山賊は空也上人の弟子になつたといふ事であり、私は尊い事であると思ふ。空也上人は偉いお方であるが、空也上人ならずとも本當の眞心で行くならば仁者敵無し、必ず其處には尊い酬ひがあるものと信するのであります。此の保護事業は前に申したやうに至つてむつかしい仕事である。又物質的報酬といふものは無い。併しやつて居る間に匙を投げた人間が案外善く

なつたり、是はむつかしいと思つた事が案外容易く解決せられるやうなことがあつたり、或は思ひも寄らぬ時に意外の喜ばしい事に遭ふたりする時には初めて此の保護事業といふものは尊いものである、金銀に換へ難い眞價のある事を知ることが出来るとは多年斯道に経験のある人が齊しく唱へられて居られる所であります。逆もむつかしい事だからやれぬとよく人は言ふ。寧ろ私は此むつかしい事は他人に委しては出来ないけれども自分でやればこそ是が出来るといふ所の自分を持つてやる丈の勇氣があつて欲しいと思ふのであります。自分でなければ出来ない。他人には出来ない仕事だ。自分の仕事はこれだといふ自信を以て當らねばならぬと考へたいのであります。勿論報酬などを考へて居つては出来ない事であります。

名利を離れて

何時も私は彼の鎌倉の圓覺寺の誠拙和尚の話を思出す、誠拙和尚が山門を改築するといふ時に江戸の木場の白木屋の主人が金百兩を包んで持つて行つて「和尚さん之を貴僧が山門を御改築爲さる費用の中へお加へなすつて下さい」と言つて百兩の金を出した時に、誠拙和尚が「ア、左様

か」と言はれた、所が唯だ「ア、左様か」と言はれたのでは物足らぬ挨拶なので多少不平に思つて「是は僅かの金ではありませんけれども私の身分としては大金であります、貴僧の山門を改築なさる費用の中に寄進致します」と又丁寧に言つた、さうすると又相變らず「ア、左様か」と言ふそこで白木屋の主人は愈々不平で「和尚さん、どうも禮のない御挨拶ではありませぬか、百兩といふ金は私に取つては身分不相應の大金であります、それを貴僧の山門改築の費用の中に差上げるのでありますから、何とか御挨拶のありそうなものです、唯だ「左様か」といふのでは餘り物足らぬやうに思ひます」と言つた所が、誠拙和尚が「馬鹿野郎！」と一喝食はされた「馬鹿野郎お前が百兩を山門改築の爲に出したのは何の爲めであるか、それはお前の善根功德を積むのぢやないか、何が俺が有難いか、お前が善根功德を積む爲めの喜捨ぢやないか、それに俺が禮を言ふ所があるか」と詰つた、流石は誠拙和尚であります寸鐵骨を徹す氣概がある。これには白木屋の主人も恥入つたといふことであります。私は此の昔噺を思ひ出す毎に痛快を感じる、名利に汲々として喘ぐ人間の多い現代の清涼劑であるやうに思ふ。是だけの金を出したら俺は賞動局から表彰されるであらう。斯ういふ事をしたら何か名譽會員にして呉れるであらう。斯ういふ事をやつ

たら新聞で奇特の事だと褒めて書いて呉れはしまいかと云つたやうな名聞利達を打算して居る世の中の事を考へて見る時に此の誠拙和尚の言葉は實に痛快である。厳しい中にも無限の教訓が含まれて居て、美しくて侵し難い見識が窺はれるのであります。私利私慾に拘らず此の仕事の爲に盡すのは結局自分を益するのである。他人の爲めに盡すのは自分の功德になるのであります。世の中に與へる人と與へられる人とある。與へられる人よりは與へる人になつた方が幸福である。吾々が假令僅かの金であつても施し得るやうな地位に在るといふことは實に天の恩、神佛の恩として私は喜ばなければならぬと思ふのであります。物を與へられる人間よりも與へることの出来る人間にして貰つたといふことは如何に廣大無邊の恩寵であるかといふ事を考へなければならぬと思ふのであります。お互の此の社會を幾分でも今日よりも善くし世の中に蟠つて居る所の色々の障害を少しでも取除きまして、共存共榮の幸福を味ひ得るやうにやつて行きたいといふのが吾々の念願であります。日蓮聖人は人は生きて居る以上少しでも他人の爲めに盡さねばならぬ其の他人の爲めに盡す程度に依つて人の價値を定めてよいのであると申され、又自分だけよければ可いといふのは一番悪いのだ、一緒に生きた人間が集つて居れば、不快なこともあつて煩はしいこ

とであるが其の半面に吾々個人の成長を助けて行くものであると申されたそうであります。此の言葉を深く味はつて戴きたいと思ふのであります。日蓮聖人の「おのづからよこしまにふる雨はあらし、風こそ夜半の窓を打つらめ」といふあの意味を考へて戴きたい、生れ出た時からの悪人はない、生れ來て後に波風が立つて境遇に變化を來すのであります。それで境遇が悪くなれば人間が悪くなるのであります。境遇の變化に連れて善くもなり悪くもなるのであるから、落魄不遇の境涯を良くして本心に立歸らせたいのであります。其點を皆様御諒解下さつて此の事業の爲に御盡力下さるやうお願い致しますのであります。

刑に覺め保護に活く

うしろ指さす手で招け

昭和六年六月三日印
昭和六年六月六日發
昭和十年五月七日第六版改訂印刷
昭和十年五月十日第六版改訂發行

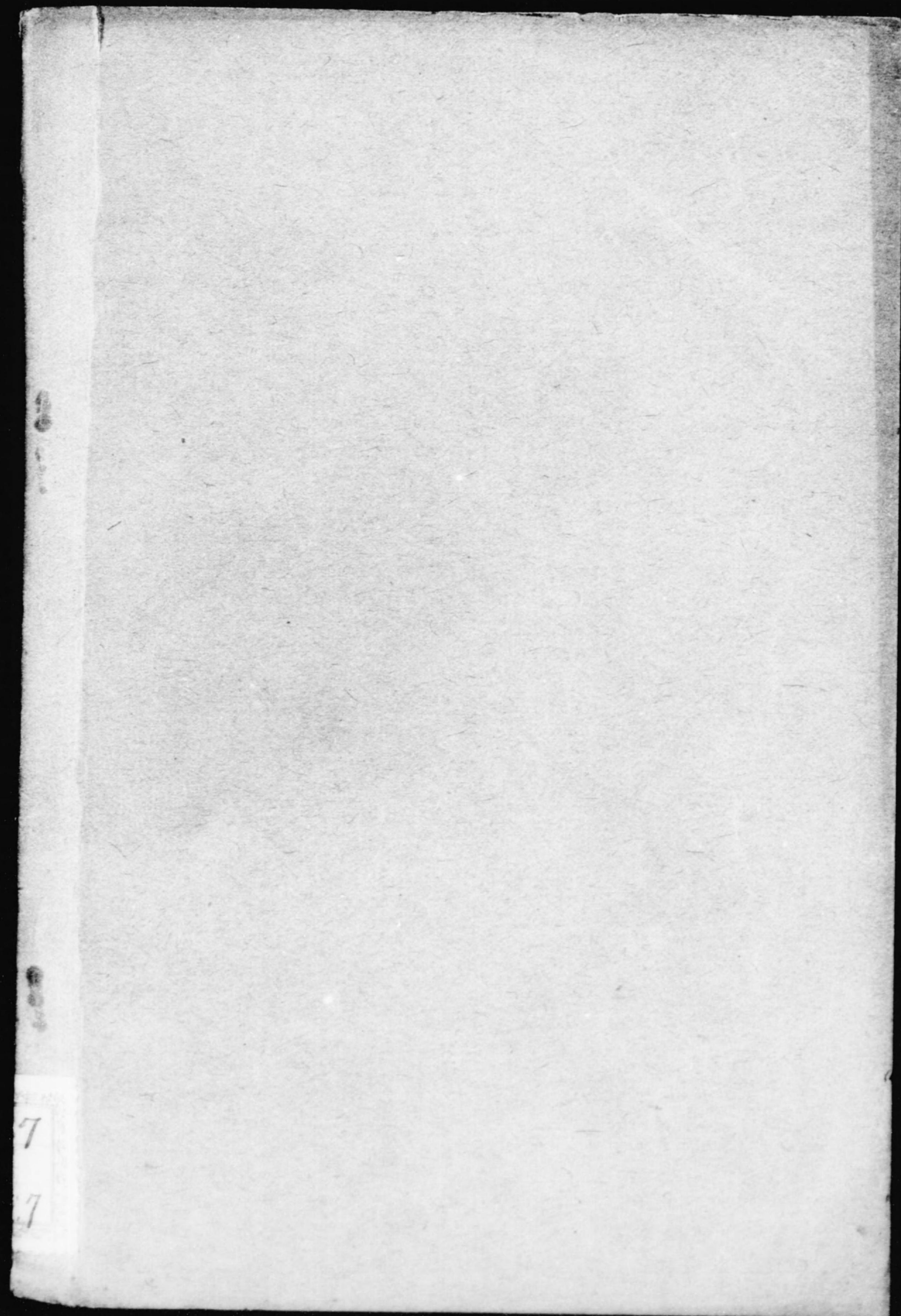
【非賣品】

著者兼發行者 香川又二郎

印刷者 東京市芝區新橋五丁目廿六番地 木村傳三郎

印刷所 東京市芝區新橋五丁目廿六番地 小林印刷所

發行所 東京市麴町區三番町七番地十二 財團輔成會



7

7